

政策別コスト情報の概要

財務省主計局法規課公会計室

政策別コスト情報について

政策別コスト情報とは、より一層の財務情報の充実を図るため、省庁別財務書類の業務費用計算書において形態別に表示されている費用を、各省庁の政策評価項目毎に表示したものです。(参考1)

政策別コスト情報では、各省庁の個別の政策分野における費用の全体像が表示されます。行政担当者にとっては、事業コストと人・物にかかるコストの比較、経年変化や他事業との比較を行うことができ、これによりコスト意識の醸成や事業の効率化への取組みを促すとともに、広く情報提供を行うことにより行政活動に関する国民の理解の促進が期待されます。

政策別コスト情報は、以下の内容で構成されています。

1. 政策にかかるコスト

I. 人にかかるコスト

I. 人にかかるコスト

政策に携わる職員の人件費を表しています。

職員給与のほか、当年度に発生した賞与引当金、退職給付引当金への繰入額を含みます。

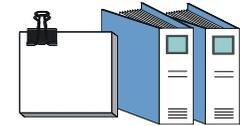


II. 物にかかるコスト

II. 物にかかるコスト

消耗品費などの職員が執務を行うのに必要となった費用を表しています。

全国各地の庁舎等にかかる減価償却費も、これに該当します。



III. 事業コスト

III. 事業コスト

政策に直接かかった費用を表しています。

国が行う事業をはじめ、地方への補助金や各種団体への交付金など、政策を構成する個々の事業費が、これに該当します。



※ 「I. 人にかかるコスト」、「II. 物にかかるコスト」については、共通経費等を一定の配賦基準(定員数など)により配分した計数を基に算出しています。(参考2)

2. 政策にかかるストック情報



政策に関連する主な資産(負債)についての情報を表示しています。(参考3)

3. 参考情報

「政策に関連するコストの状況」の表示

① 政策に配分された
官房経費等

政策にかかるコストに配分されない経費については、官房経費等として集計した後、政策別コスト情報の参考情報として一定の配賦基準(人にかかるコストでの配分方法など)により各政策に配分します。(参考4)

② 公債にかかる
利払費

省庁別財務書類において参考情報として記載されている公債にかかる利払費を、各政策の財源調達にかかるコストと考え、一般会計における政策別コストの割合により各政策へ配分します。

また、政策の概要などの情報を記載しています。

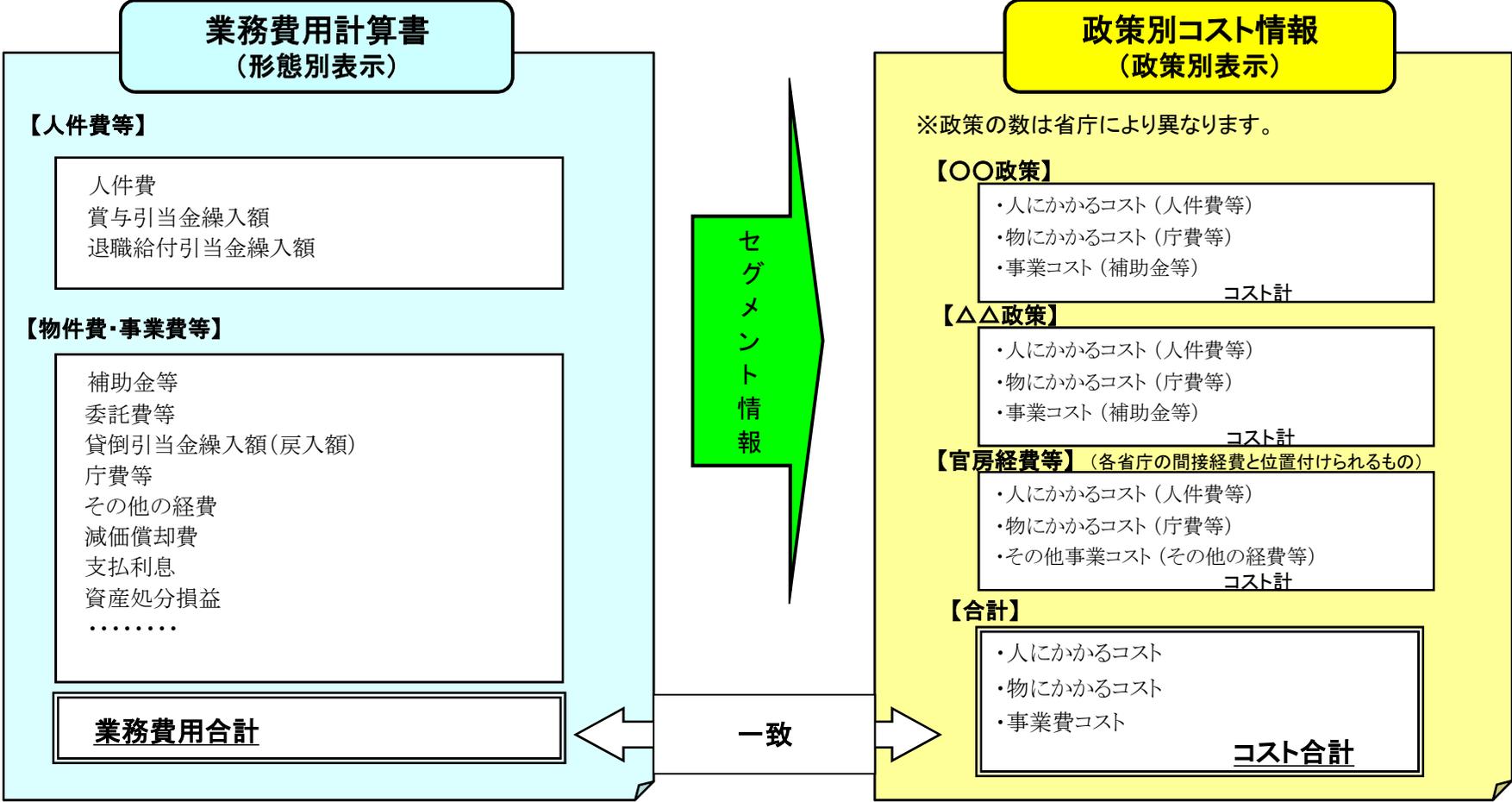
【財務書類との関係】

(参考1)

政策別コスト情報は、省庁別財務書類の業務費用計算書(各省庁の一年間の業務実施に伴い発生した費用の全体を表したものを)、各省庁の個々の政策毎に表示したセグメント情報です。

業務費用計算書は、省庁別財務書類において業務実施に伴い発生した費用を明らかにすることを目的として作成されるものです。
以下のような形態別の費目で表示しています。

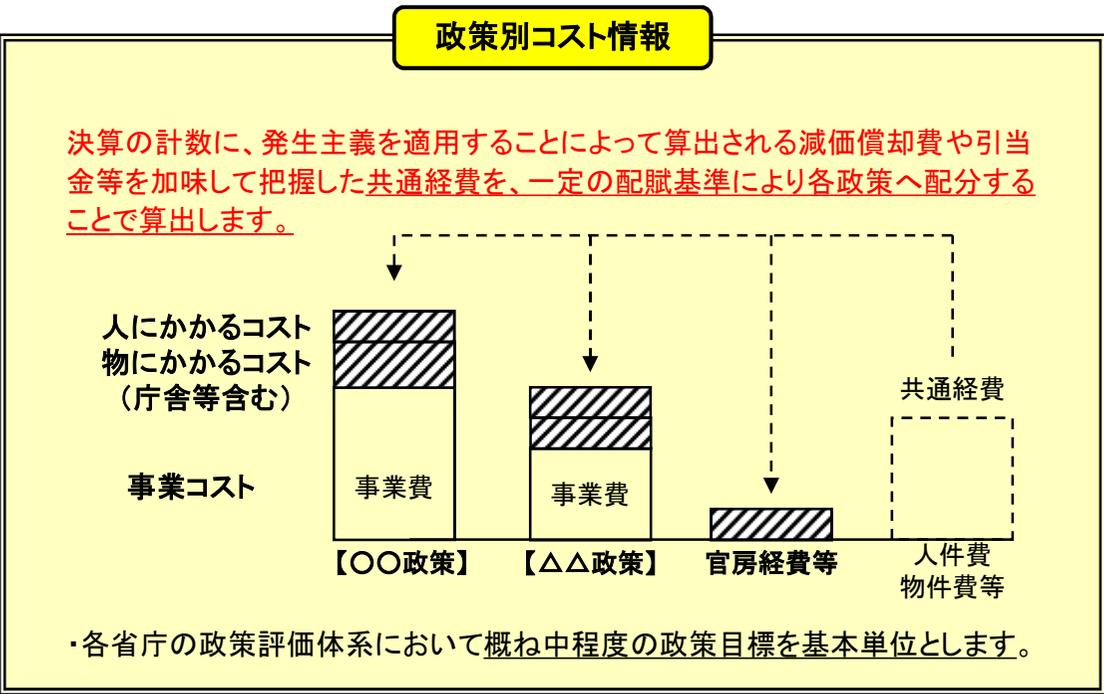
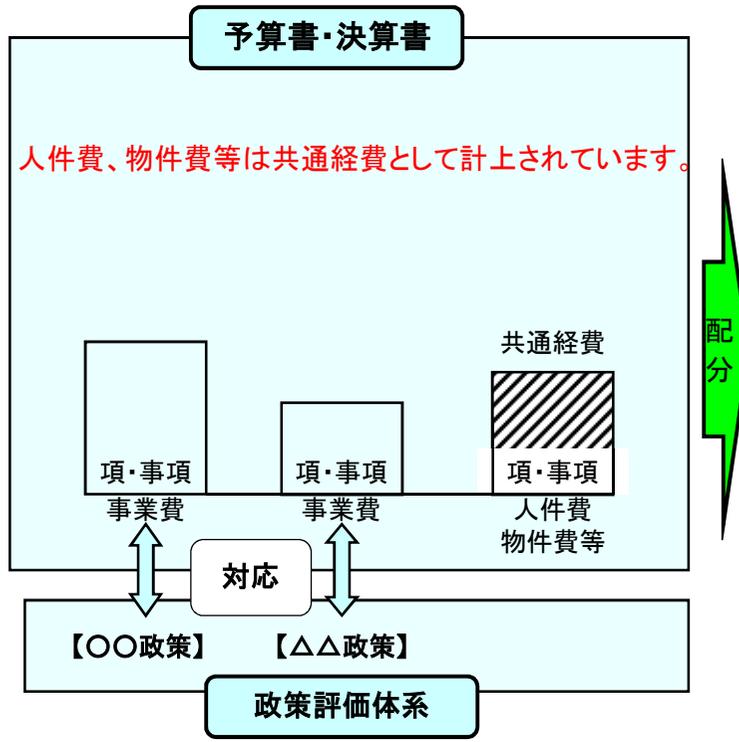
政策別コスト情報は、業務費用計算書に計上されている費用を個々の政策毎に表示したものであり、各政策の合計額は業務費用計算書の合計額に一致することになります。



【政策別コスト情報の算出方法のイメージ】

(参考2)

予算書・決算書では共通経費として一括計上されている人件費、物件費等を各政策へ一定の算定方法により配分し、事業費と合わせて各政策の費用の全体像を表します。



- 共通経費の具体的な配分方法**
- ・人件費: 給与支払実績に基づく配分又は定員数に基づく配分を原則としています。
 - ・物件費: 支払実績に基づく配分を原則とし、人件費での配分方法によることも認めることとしています。
 - ・庁舎等にかかる減価償却費: 各部局の占有面積比などによる配分を原則とし、人件費での配分方法によることも認めることとしています。
 - ・複数の政策評価単位の調整: 部局内の係等の数による配分を原則としています。

平成20年度から予算書・決算書の項・事項が政策評価における政策単位と原則として対応していますが、一方で、予算書・決算書では、個別政策と直接関連付けることが不可能又は困難な人件費等については、共通経費として計上されています。

共通経費の配分方法のほか、政策評価の前提となる個々の政策分野についてのコスト情報については、「[政策別コスト情報の把握と開示について](#)」(平成22年7月20日財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会)に基づいて作成しています。

【ストック情報の取扱い】

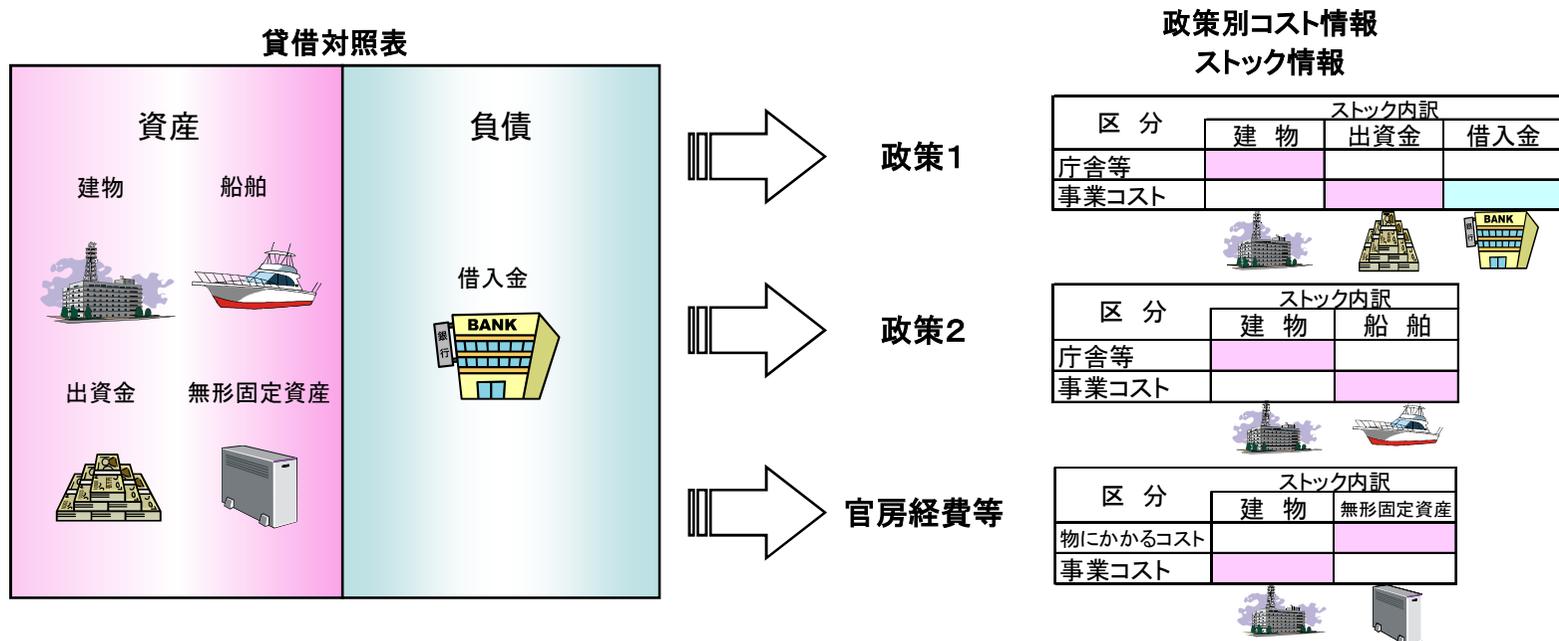
(参考3)

政策別コスト情報ではフローの情報だけではなく、政策によっては各省庁が保有する資産を活用して事務事業を行っているもののほか、政策にかかるコストとして算入された減価償却費についても基となる資産があることから、政策に関連する主な資産(負債)をストック情報として表示しています。

ストックについては、行政運営に不可欠であり、市場での売却を想定していないものが大部分を占めております。表示されている額は、売却して直ちに現金化できる指標となるものではありません。

(留意点)

- 各政策にかかるストックとして表示されている資産(負債)については、仮に各省庁の資産(負債)が個々の政策に帰属すると整理したものを表示しており、計上額についても一定の仮定に基づいて計上されています。
- 各政策に関連付けが不可能又は困難な資産(負債)については、官房経費等のコスト情報においてストック情報として一括計上されます。
- 個別の政策に対応する資産(負債)のうち、主なものを表示していることから、個別の政策の資産(負債)にかかる情報の合計額と省庁別財務書類の貸借対照表との各科目の額とは一致しない場合があります。



【官房経費等の参考情報における表示のイメージ】

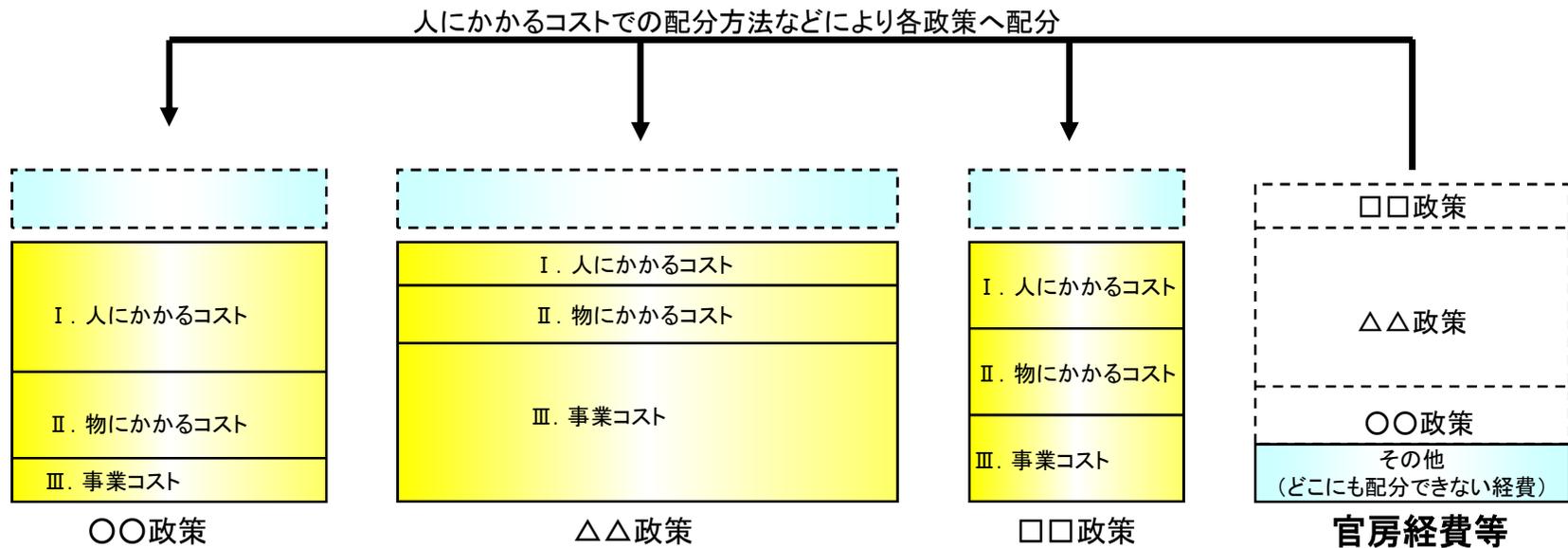
(参考4)

官房経費等は参考情報として各政策へ配分します。

政策別コスト情報における官房経費等とは、官房部局(大臣官房等)にかかる経費及び各政策にかかるコストとして計上されなかった事業経費を一括したものです。全体的な経費として各政策へ関わるものと位置付けることもできることから、各政策の間接経費と仮定し、各政策にかかるコストに配分した額を参考情報として政策別コスト情報において表示します。

(説明)
官房とは
各省庁は、主に人事、文書、会計等庶務の事務や各部局の事務を横断的に統合、調整を図るなど、省庁全体に関わる機能を持つ官房部局(大臣官房等)を設置しており、企業でいうところの総務部門的な部署に見立てることができます。

(参考情報として表示)



I ~ IIIの各コストの合計に、一定の配賦基準(人にかかるコストでの配分方法など)により配分された官房経費等の配分額を足し合わせてみることで、間接経費を含めたコスト全体をイメージすることができます。

政策別コスト情報の活用

政策にかかる費用の全体像と特色を見ることができます。

政策別コスト情報に関する調査

政策：1. ○○の確保にかかるコストの状況

(所管：○○省、一般会計、組織：○○本省、担当部局：○○局)

1. 政策にかかるコスト 200 百万円

(単位:百万円)

区 分		経 費				(参考) 決算額
		人件費	補助金	庁費等	減価償却費	
I	人にかかるコスト	10	-	-	-	-
II	①物にかかるコスト	35	-	35	-	-
	②庁舎等	3	-	-	3	-
III	事業コスト	152	130	22	-	160
	コスト計(I+II+III)	200	10	130	57	3

(参考) 自己収入 - 百万円



・この政策にはこれくらいのコストがかかっているんだ！
・補助金が主となる政策なんだ！

2. 政策にかかるストック情報

(単位:百万円)

区 分	主な資産等	ストック内訳				備 考
		建 物	土 地	出資金	借入金	
庁舎等	25	15	10	-	-	
事業コスト	80	-	-	100	△ 20	
合 計	105	15	10	100	△ 20	



・出資(資産)をしているけど、借入金(負債)もある政策なんだ！

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

① 当該政策に配分された官房経費等の額

(単位:百万円)

I	人にかかるコスト	6
II	物にかかるコスト (庁舎等を含む。)	4
III	その他事業コスト	-
	合 計	10

② 当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費

40 百万円

(2) 政策の概要

○○の確保を行うため、対象者への調査を行い××年度までの着実な実施を目指す。

(3) 共通経費配分の方法

- ・人にかかるコスト、物にかかるコストについては定員数により配分を行っている。
- ・庁舎等については面積比による配分を行っている。



・この政策に配分される官房経費等は10百万円で、公債にかかる利払費は40百万円だから、間接経費も含めたコスト全体のイメージは250百万円！
・共通経費配分の考え方が記載されているんだ！

各省庁（所管）において開示される政策別コスト情報について

（作成、開示主体）

・政策別コスト情報の作成、開示主体は、省庁別財務書類の作成主体となります。

（開示される資料）

・各作成主体において開示される政策別コスト情報の資料は、以下のとおりです。

- ①・・・ ③④を集計した「総括表」
- ②・・・ ①の「総括表」を本省内部部局別及び地方局・外局等に表示した「総括表参考」
- ③・・・ 各政策にかかるコストの状況を表す「政策別コスト情報に関する調書」（別紙1参照）
- ④・・・ 政策以外にかかるコストの状況を表す「官房経費等に関する調書」（別紙2参照）
- ⑤・・・ ③④には各々に「附属書類」が添付されており、当該政策に係る部局別等のコストの内訳を示します。

また、政策評価体系を持たない作成主体（皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣）においても、政策別コスト情報に準じた様式で「事業コスト等に関する調書」を作成します。

政策： 1. ○○の確保にかかるコストの状況

(所管: ○○省、一般会計、組織: ○○本省、担当部局: ○○局、△△局、組織: ○○庁、地方○○局)
(○○特別会計)

1. 政策にかかるコスト 百万円

区 分	経 費										(参考) 決算額
	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	委託費等	補助金等	庁費等	減価償却費	○○給付費	○○保険費		
I 人にかかるコスト											
II ①物にかかるコスト											
②庁舎等											
III 事業コスト											
(1) ○○○○の効率化											
(2) ○○○○の適切化											
(3) ○○○○の公正化											
コスト計(I+II+III)											

(参考) 自己収入 百万円

当該政策にかかる自己収入については、一般会計の○○利用料○○百万円。
○○特別会計の▲▲売払収入○○百万円。
××特別会計の▲▲保険料収入○○百万円。
××特別会計の積立金運用収入○○百万円。
※ 説明を要する経費の概要：○○給付費は○○○に対する者への給付金である。○○保険費は○○契約を締結した者に対する支払金である。

2. 政策にかかるストック情報

区 分	主な資産等	ストック内訳							備 考
		建 物	土 地	出資金	有価証券	無形固定資産	借入金		
物にかかるコスト									
庁舎等									
○○○○の効率化									
○○○○の適切化									
○○○○の公正化									
合 計									

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

① 当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円)

I 人にかかるコスト	
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	
III その他事業コスト	
合 計	

② 当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 ○○○.○○○百万円
・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

- (2) 政策の概要
- (3) 共通経費配分の方法
- (4) その他

(説明)

1. この調査は、各省庁の政策評価体系における概ね中程度の括りとしての政策評価項目にかかるコストの状況を表します。
2. 「政策にかかるコスト」について
 - ・各政策にかかるコストを構成する経費を表します。
 - ・III. 事業コスト欄は当該政策の内訳となる政策評価で表示します。
 - ・自己収入欄は参考までに当該政策の実施による収入がある場合に表示します。
3. 「政策にかかるストック情報」について
 - ・当該政策に供する主な資産(負債)を表示します。
4. 「参考情報」について
 - ・当該政策の理解に必要となる情報を表示します。
 - ・当該政策に配分された官房経費等を表示します(官房経費等に関する調査参照)。
 - ・当該政策に配分された公債にかかる利払費を表示します。

官房経費等の状況

(所管:〇〇省、一般会計、組織:〇〇本省、担当局:大臣官房、組織:地方〇〇局)

1. 官房経費等の内容 百万円

区 分	経					費				(参考) 決算額
	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	委託費等	補助金等	庁費等	その他の経費	減価償却費	〇〇費	
I 人にかかるコスト										
II ①物にかかるコスト										
②庁舎等										
III その他事業コスト										
(1)〇〇事業										
(2)××事業										
(3)その他										
①〇〇研究所経費										
②△△経費										
③××経費										
コスト計(I+II+III)										

2. ストック情報

区 分	主な資産等	ストック内訳							備考
		建物	土地	出資金	有価証券	無形固定資産	借入金		
物にかかるコスト									
庁舎等									
〇〇事業									
××事業									
その他									
合 計									

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

政策評価単位	(単位:百万円)			
	I 人にかかるコスト	II 物にかかるコスト (庁舎等を含む)	III その他事業コスト	合 計
1. 〇〇の確保				
2.				
3.				
4.				
5.				
その他				
合 計				

② 官房経費等に配分された当年度の公債にかかる利払費 〇〇〇,〇〇〇百万円
省庁別財務書類の公債関連情報として記載している利払費が、一般会計における「官房経費等」から「各政策に配分された官房経費等」を除いたコストを基準として官房経費等に配分された場合の額である。

- (2) 官房経費等の概要
- (3) 共通経費配分の方法
- (4) その他

(説明)

1. この調書は、各政策にかかるコストに計上されない経費について表示します。
2. 「官房経費等の内容」について
 - ・III その他事業コスト欄は、各政策にかかるコストとして計上されなかった事業や、研究所等の施設経費など特定の経費等を表示します。
3. 「ストック情報」について
 - ・「政策別コスト情報に関する調書」において計上されていない主な資産(負債)を表示します。
4. 「参考情報」について
 - ・官房経費等のうち、全体に関わる経費については、各政策の間接経費と仮定し、各政策にかかるコストに配分した額を参考情報として表示し、「各政策別コスト情報に関する調書」においても配分額を参考情報として表示します。
 - 但し、官房経費等のうち、各政策にかかるコストとして計上されなかった事業経費等、各政策へ配分することが不適当な経費については、配分を行わず、当該調書の「その他事業コスト」欄における「その他」で表示します。
 - ・官房経費等に配分された公債にかかる利払費を表示します。